

## 平成27年度の保険料軽減措置についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

〈均等割額〉 39,710円

〈所得割額〉 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 8.07%

### ●均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	均等割の軽減割合	均等割額
基礎控除額 (33万円)	8.5割	5,956円
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額 (33万円) + 26万円 × 世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額 (33万円) + 47万円 × 世帯の被保険者の数	2割	31,768円

### ●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	所得割の軽減割合
58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下）	5割

### ●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。

(納付額は100円未満切り捨てとなります)

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

<注意> ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

【お問い合わせ先】 秋田県後期高齢者医療広域連合 018-853-7155  
町民課 後期高齢者医療担当 079-2113